

北海道大学大学院学生の学会発表奨励に関する要項

(平成29年3月2日制定)

(趣旨)

第1条 大学院経済学院修士課程, 博士後期課程及び専門職学位課程の学生が行う学会発表に対する助成(以下「助成」という。)に関する取扱いは, この要項の定めるところによる。

(目的)

第2条 本要項に定める助成は, 大学院経済学院修士課程, 博士後期課程及び専門職学位課程の学生が, 学会において, 日頃の研究成果を発表することにより, 将来, 研究者としての自覚を図り, 学生の研究意欲の向上に資することを目的とする。

(被助成者)

第3条 助成を受けることができる者(以下「被助成者」という。)は次の各号に掲げる者とする。ただし, 休学者は除くものとする。

- (1) 経済学院修士課程の学生
- (2) 経済学院博士後期課程の学生
- (3) 専門職学位課程の学生

(学会発表の規模等)

第4条 助成の対象となる学会発表は, 日本国内で開催される全国大会規模の学会とし, プログラムに申請(発表)者の氏名等が掲載されているものとする。

(助成範囲等)

第5条 申請内容に基づき, 交通費, 日当及び宿泊費を助成する。

- 2 前項の助成額の算出にあたっては, 北海道大学職員旅費規程を準用するものとし, 7万円を上限とする。
- 3 助成総額が当該年度予算を超過する場合は, 募集期間中において締め切ることがある。

(申請)

第6条 助成を希望する学生は, 別紙様式1の申請書により, 指導教員の許可を受けた上で, 出発日の1ヶ月前までに, 学院長に申請するものとする。ただし, 申請受付期間は, 学会発表が行われる日の属する年度の1月末日までとする。

- 2 申請書には, 学会発表を行う当該プログラム等を添付しなければならない。
- 3 同一年度内における申請は, 1人につき1回までとする。
- 4 当該発表に際し, 他の機関等から支援を受ける場合は, 申請することができない。

(結果通知)

第7条 申請の結果については, 指導教員を通して申請者に通知する。

- 2 採択された場合, 申請者は, 費用の支払いに関する必要書類を直ちに提出するものとする。

(報告)

第8条 助成を受けた学生は, 学会発表後速やかに, 別紙様式2の報告書により, 指導教員の確認を受けた上で, 学会発表の成果を学院長に報告するものとする。

(事務)

第9条 本要項に関する事務手続きは, 経済学事務部庶務担当及び会計担当が行う。

附 則

この要項は, 平成29年4月1日から施行する。